

三次市公告第 7 7 号

次のとおり一般競争入札を行うので，地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき，別紙のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 6 日

三次市長 福 岡 誠 志

1 入札に付する事項

別紙「物件調書」に記載の物件を一括して入札に付し、売払います。

(1) 件名

八次学校給食共同調理場備品の売却

(2) 売払物品の内容

別紙「物件調書」をご確認ください。物件調書に記載の物品について、全て引渡しすることとなります。

(3) 予定価格（あらかじめ三次市が定めた最低予定価格）

180,000円（税抜）

2 入札参加資格

入札に参加できる方は、個人又は法人（公共的団体含む）です。

【申込みできる方】

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項各号のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- (3) 三次市契約規則（平成16年規則第74号）第2条の規定に該当しない者であること。
- (4) 三次市建設工事指名除外基準規定（平成16年三次市訓令第41号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (5) 財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していること。
- (6) その他、市長が不相当と認める事由を有しないこと。

3 入札参加申込方法

申込方法は持参又は郵送のみとなります。

電話、ファックス又は電子メール等による申込みはできません。

(1) 申込条件

ア 申込みに当たっては、1人又は1社につき、1申込みとします。

イ 落札後の売買契約は、一般競争入札参加申込書に記載された方以外では行いません。

(2) 申込書類（各1部）

	個人の場合	法人の場合
①	公有財産一般競争入札参加申込書（様式1号）	

②	住所・氏名が確認できる公的機関発行の証（運転免許証等）の写し	法人の所在地・名称が確認できる公的機関発行の証（現在事項全部証明書及び代表者事項証明書又は法人市民税申告事項等証明書等）の写し
---	--------------------------------	---

* 提出された書類は返還しませんので、あらかじめご了承ください。

(3) 申込受付期間・申込先

申込受付期間	令和7年6月10日（火）～令和7年6月20日（金） （土曜、日曜及び祝日を除く）
申込受付時間	午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）
申込先	〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号 三次市総務部財産管理課住宅・財産活用係（市役所東館4階）

(4) 申込の留意事項

- ア 入札参加申込物件の変更及び取下げは、申込受付期間内に限って行うことができます。この場合、理由を記した書面を提出してください。
- イ 郵送の場合は簡易書留郵便にて発送してください。
- ウ 郵送の場合、申込受付期間内の必着とします。

4 売払物件

売払物件は、現状有姿での引渡しとなります。必ず事前に現地を確認してください。現況と物件調書に差異が生じた場合には、現況が優先されます。

また、売払物件は建物に固定されたり、給水管等がつながれたままになっていますので、購入者において取り外した後に、引き取っていただきます。

なお、設置建物は解体予定ですので、売払物件撤去後に建物等の補修を行う必要はありません。

5 物件の公開

現地見学会は事前予約制としますので、希望者は希望日の前日まで（開庁日の9時から17時までの間）に財産管理課へご連絡ください。なお、日時は調整させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

(1) 公開日

令和7年6月10日（火）から令和7年6月20日（金）まで

(2) 公開時間

10時から15時までの間（12時から13時を除く）

(3) 公開場所

旧三次市八次学校給食共同調理場（広島県三次市島敷町1727番地1）

6 入札

入札に参加できる方は、申込者のみとなります。

(1) 入札期間

入札参加申込書提出後から令和7年6月20日（金）17時まで

(2) 入札の方法

本件は物件調書に記載の対象物件について、一括して入札を行うこととしてください。1品ずつの入札はできません。入札書は持参または郵送により提出してください。

(3) 提出場所

〒728-8501

広島県三次市十日市中二丁目8番1号

三次市総務部財産管理課 宛

(3) 入札書の作成方法

ア 入札書を封入する封筒に次の必要事項を記載してください。

（表面）令和7年6月24日執行 物品売却入札書在中

（裏面）住所及び氏名

イ 入札書に黒のボールペンで住所、氏名及び金額を算用数字ではっきりと記入してください。

ウ 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。）をもって落札金額としますので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

エ アで作成した封筒にイの入札書を入れ、封をした後、糊付け部分に割印をしてください。

オ エで作成した封筒を、直接持参又は郵送してください。

カ 郵送の場合は、エで作成した封筒を別の封筒に入れ、外封に「物品売却入札書」と朱書きし、送付してください。簡易書留郵便により郵送し、かつ入札期間内に必着とします。

キ 郵送の場合は、開札が終了するまで差出控えを保管してください。

ク 提出した入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤

回することはできません。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ア 入札書に記入押印がないもの
- イ 入札書の文字が明確でないもの
- ウ 入札金額を訂正した入札又は鉛筆等の訂正が容易な筆記用具により記載したもの
- エ 同じ入札に同一の入札者又は代理人から2通以上の入札書が投入されたもの
- オ 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したもの
- カ 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったもの
- キ 予定価格に達しない金額で入札したもの
- ク 入札保証金を納付しないもの又は納付した入札保証金の額が不足するもの
- ケ 所定の入札書以外で入札したもの
- コ 入札参加者資格がある旨を確認された者であっても、開札時点において「1 入札参加資格」に掲げる参加資格のない者が行ったもの
- サ 提出書類について虚偽の申請をしたもの
- シ 提出期限までに入札関係書類が到達しないもの
- ス 入札関係職員の指示に従わない等開札会場の秩序を乱したもの
- セ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反したもの

7 入札保証金の納付

入札に参加される方は、事前に入札保証金を納付していただきます。

(1) 入札保証金の金額

入札保証金は、予定価格の100分の10以上（千円未満切上げ）に相当する金額を納付してください。

入札保証金が予定価格の100分の10に満たない額での入札は無効となります。

[入札保証金の例]

予定価格（最低売却価格） 180,000 円

入札保証金の額 $180,000 \times 10/100 = \underline{18,000 \text{ 円}}$

(2) 納付方法

入札参加申込受付時にお渡しする納付書により、三次市指定金融機関又は三

次市収納代理金融機関にお支払いください。なお、市役所内の指定金融機関窓口（ひろしま農業協同組合三次市役所支店）においても納付できます。

※窓口の営業時間については、各金融機関に問い合わせください。

(3) 納付期間

(4) 入札保証金の還付

イ 落札者が納付した入札保証金は、売買代金の一部に充当することができます。

エ 入札保証金に利子は付しません。

入札期間終了後、直ちに三次市役所内で開札を行い、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。入札者は開札に立ち会うことができますが、立ち会わない場合は地方自治法施行令第１６７条の８第１項の規定により、当該入札事務に関係のない職員が立ち会うものとします。

令和7年6月24日（火）10時00分から

三次市役所本館 6階 605 会議室

最高価格での入札者が複数存在する場合は、当該入札者がくじを引き、落札者を決定します。ただし、入札者が立ち会っていない場合は入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

落札者が決定したときは、落札結果（落札金額、落札者の個人・法人の別等）

を市ホームページにて公表します。

9 売買契約の締結

落札者は、契約締結期限までに三次市と売買契約を締結してください。契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。）となります。なお、契約にかかる費用は、落札者の負担とします。

【契約締結期限】

令和7年7月3日（木） 17時 ※必着

10 売買代金の支払方法

(1) 売払代金の納付期限

令和7年7月3日（木） 17時

(2) 売払代金の納付方法

契約締結と同時に、三次市が指定する口座へ銀行振込による一括納付とします。入札保証金を売買代金へ充当する場合には、売買代金と入札保証金との差額を納付してください。なお、納付にかかる費用は、落札者の負担とします。

11 内訳書の提出

落札者は物件の引渡時までに入札するにあたって積算した各物件の金額がわかる内訳書を提出してください。様式は任意のものとします。

12 所有権の移転

所有権は、落札者が売払代金を完納した時点で移転します。なお、落札者は、物件詳細ページなどの記載内容と実地に符号しない事項が売却物件にあることを発見しても、それを理由として契約の締結を拒んだり、落札の無効を主張したり、売払代金の減額を請求することはできません。

13 引渡し

売払代金の納付確認後、日程調整のうえ、物件を引渡します。

三次市指定場所での直接引渡しとなるため、運搬等に必要なことは、落札者において事前に準備してください。なお、運搬等にかかる一切の費用は、落札者の負担とします。

【引取日】

契約締結後から7月11日（金）のうち、財産管理課の指定する日時。

【指定場所】

旧三次市八次学校給食共同調理場（広島県三次市島敷町 1 7 2 7 番地 1）

14 留意事項

- (1) 物件は、現状有姿での引渡しとなりますので、必ず現地確認をし、その状況を承知のうえ、申込みしてください。
- (2) 売払物件の中に購入希望のない物品が含まれている場合でも、落札者は全ての物品を引き取ってください。
- (3) 契約不適合が落札者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、落札者は、補修請求、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。
- (4) 売買契約締結の日から売買物件引渡しの日までの間において、市の責めに帰することのできない理由により、売買物件に滅失、毀損等の損害を生じたときは、その損害は落札者の負担とします。

お問い合わせ先

広島県三次市十日市中二丁目 8 番 1 号
三次市総務部財産管理課住宅・財産活用係
電話 0824-62-6161 FAX 0824-62-6137
✉ zaisan@city.miyoshi.hiroshima.jp